

がい よう ばん
概要版

ふえ ふき し けい かく
笛吹市こども計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
(令和7年度～令和11年度)

き ほんり ねん
基本理念

じ ぶん よろこ
みんなが自分らしく喜びをもって
せいとう
成長できるまち ふえふき

けいかくすいしん む してん
計画推進に向けた6つの視点

- 子ども一人ひとりが尊重され、基本的な人権が守られ、差別されない。
- 全ての子どもが大切に養育され、愛され、健やかな成長、発達、自立が図られるとともに、平等に教育を受ける機会が与えられる。
- 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な社会的活動に参画する機会が確保される。
- 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、意見が尊重され、その子どもの現在と未来に向けた最善の利益が優先して考慮される。
- 子育ては、家庭を基本としながら、十分な支援を行い、心身とも健やかな育ちを保障する。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会環境を整備する。

れいわ ねん がつ
令和7年3月

ふえふき し
笛吹市



けんり こどもの権利とは？

こどもたちが心身ともに健やかに成長するため
に欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが
生まれながらにもっているものです。「生きる権
利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」
の4つの柱があります。

きほんほう こども基本法とは？

こどもに関する施策を社会全体で総合的かつ強
力に推進していくための包括的な法律として、令
和5年4月に施行されました。

ふえふきし けいかく 笛吹市こども計画とは？

この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」です。みなさんにとって、笛吹市の子ども・若者に関する施策の全体像をわかりやすくまとめた計画で、次の計画を含みます。

★ こども・若者計画

★ 次世代育成支援行動計画

★ こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

★ 成育医療等基本方針に基づく計画（うち、母子保健）

★ こども・子育て支援事業計画



けいかく たいしょう 計画の対象

この計画では、18歳までを「こども」、19歳から39歳までを「若者」ととらえ、施策等を位置付けます。また、「子育て当事者」も施策の対象としています。

けいかく エスティージーズ かんれん 計画とSDGsの関連

笛吹市では、「笛吹市SDGs推進方針」を定めて取組を推進しており、この計画でも、SDGsの達成に向けた取組を推進します。

ふえふきし
けいかく
笛吹市こども計画
(令和7年度～令和11年度)
がいようばん
概要版

はつこうねんげつ
発行年月：令和7年3月
はつこう
発行：笛吹市 子供すこやか部 子育て支援課
T E L：055-261-1904
F A X：055-261-3330

